

名古屋市要介護度等改善事例公表事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、要介護度等改善事例公表事業(以下、本事業とする。)について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容・目的)

第 2 条 本事業は、高齢者の心身状況の改善に資するような支援を行った介護サービス事業所の取組事例を収集するとともに、その取組事例を市民及び他の介護サービス事業所へ広く周知することにより、高齢者の生きがい支援や介護サービス事業所の意欲向上及びサービスの質の向上に係る介護サービス事業所間の情報共有等を図ることを目的として実施するものとする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「事業所」とは、次の各号に定めるもののうち市内に所在するものをいう。

- (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号、以下この条において「法」という。)第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業を実施する事業所
- (2) 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス事業を実施する事業所
- (3) 法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を実施する事業所
- (4) 法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設
- (5) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設
- (6) 法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス事業を実施する事業所
- (7) 法第 114 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所
- (8) 老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム
- (9) 老人福祉法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム
- (10) 老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム

(事例の募集及び応募要件等)

第 4 条 市は別に定める応募期日や対象取組期間を示したうえで取組事例の募集を行うこととし、事業所を運営する事業者のうち取組事例の公表を希望する者は、次の各号のいずれかに該当する対象取組期間内の取組事例について、利用者の同意を得て別紙様式によりその取組内容を市へ報告することができる。

- (1) 事業所と利用者の相互の取組により、要介護度が改善した事例
- (2) 事業所と利用者の相互の取組により、ADL 又は IADL が向上した事例
- (3) 事業所と利用者の相互の取組により、QOL が向上した事例
- (4) 事業所と利用者の相互の取組により、利用者の心身状況に有意に改善が見られた事例
- (5) 前各号の他、本事業の目的に合致すると考えられる事業所の取組事例

(事例の公表)

第 5 条 市は報告を受けた取組事例のうち前条各号に合致すると認めたものについて、NAGOYA
かいごネットへ掲載することにより公表することとする。公表期間は、最大 1 年間とする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 11 日から施行する。